

令和6年第1回江差町議会定例会資料

資料1：公共施設F S（フィジビリティスタディ）調査について【議案第6号関係】	… P 1
資料2：農業振興に関する主な施策一覧【議案第6号関係】	… P 2
資料3：農業水路等長寿命化防災減災事業の概要【議案第6号関係】	… P 3
資料4：スマート農業推進事業の概要【議案第6号関係】	… P 4
資料5：森林整備・木育推進・有害鳥獣対策に関する主な施策一覧 【議案第6号関係】	… P 5
資料6：有害鳥獣駆除対策の概要【議案第6号関係】	… P 6
資料7：町民の森管理（施設補修）の概要【議案第6号関係】	… P 7
資料8：前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧【議案第6号関係】	… P 8
資料9：港湾に関する主な施策一覧【議案第6号関係】	… P 9
資料10：労働行政・商工業振興に関する主な施策一覧【議案第6号関係】	… P 10
資料11：古くて新しいまち江差“観光振興（地域DMO）”事業概要【議案第6号関係】	… P 11
資料12：日本遺産地域活性化事業概要【議案第6号関係】	… P 12
資料13：旧町営レストラン屋根塗装改修工事概要【議案第6号関係】	… P 13
資料14：追分会館屋根塗装改修工事概要【議案第6号関係】	… P 14
資料15：南が丘小学校電気室ドア改修工事概要【議案第6号関係】	… P 15
資料16：南が丘小学校ブランコ改修工事概要【議案第6号関係】	… P 16
資料17：江差小学校変圧器P C B廃棄物等搬出及び廃棄処理概要【議案第6号関係】	… P 17
資料18：江差北小学校屋根・窓改修工事概要【議案第6号関係】	… P 18
資料19：江差1号枝線污水管渠新設工事（陣屋地区）及び 町道陣屋椴川線道路改良工事概要【議案第6号関係】	… P 19
資料20：普通河川豊部内川河床低下防止工事概要【議案第6号関係】	… P 20
資料21：ダム系高区配水管老朽管更新工事（円山中央線）概要【議案第13号関係】	… P 21
資料22：江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表 【議案第17号関係】	… P 22
資料23：江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表【議案第18号関係】	… P 25
資料24：江差町看護職員養成修学資金貸付条例新旧対照表【議案第20号関係】	… P 27
資料25：江差町学童保育所設置条例新旧対照表【議案第21号関係】	… P 28
資料26：江差町介護保険条例改正概要及び新旧対照表【議案第22号関係】	… P 29
資料27：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正 する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例概要及び新旧対照表 【議案第23号関係】	… P 34

資料28：江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例新旧対照表	
【議案第24号関係】	…P121
資料29：江差町港湾管理条例新旧対照表【議案第25号関係】	…P122
資料30：江差町給水条例新旧対照表【議案第26号関係】	…P125
資料31：江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の 資格基準に関する条例新旧対照表【議案第27号関係】	…P127
資料32：江差町公共下水道条例新旧対照表【議案第28号関係】	…P128
資料33：江差町公共下水道利用促進条例新旧対照表【議案第29号関係】	…P129
資料34：江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託概要【議案第30号関係】	…P130
資料35：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要 (江差追分会館・江差山車会館)【議案第32号関係】	…P131
資料36：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要 (江差町文化会館)【議案第33号関係】	…P132
資料37：固定資産評価審査委員会委員の選任【同意第1号関係】	…P133
資料38：人権擁護委員候補者【諮問第1号関係】	…P134

別冊：

- ・令和6年度 江差町各会計予算資料

1 背景と目的

令和4年度に策定した「江差町地域再エネ導入マスタープラン」及び「江差町地球温暖化実行計画（事務事業編）」において、CO₂排出量の多い公共施設を重点的に対策を行い、CO₂排出量を削減する計画となっている。

その対策として、公共施設への率直的な太陽光発電の導入が掲げられ、CO₂の削減と町民への地球温暖化対策に対する理解醸成を目的として、公共施設への太陽光発電の導入を検討するための調査を実施する。

調査の結果、PPA※1モデルやリース、国の助成制度等の活用を検討も行いながら、初期投資の軽減、環境保全に配慮し、地域のレジリエンス（災害時への対応）の向上にも活用する。

No	分類	公共施設名	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年) ↓
1	学校教育施設	江差小学校	297.5
2	庁舎等行政施設	役場庁舎	275.8
3	学校教育施設	江差北小・中学校	188.8
4	社会教育施設	江差町文化会館	166.9
5	福祉関連施設	まるやま	166.5
6	学校教育施設	江差中学校	99.3
7	学校教育施設	南が丘小学校	91.6
8	地域会館	江差追分会館・山車会館	57.3
9	福祉関連施設	老人福祉センター	28.1
10	社会教育施設	水堀プール	24.4
11	その他	江差運動公園	17.7
12	福祉関連施設	生きがい交流センター	8.8

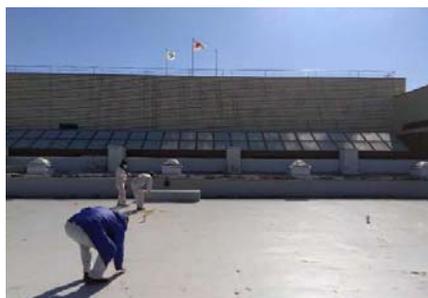
【CO₂排出量が多い公共施設】

(※) 黄色塗りつぶし：削減目標の対象施設

※1 PPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）
企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出量を削減することができる。

2 調査内容

①立地環境や施設の状態と構造、電力の使い方等の調査



- ②調査結果を元にした、最適な設備容量の算定と仮設計図（機器配置図、システム構成図）の作成
- ③電力需給試算を行い、設備導入効果（CO₂削減量、再エネ自給率、電気代削減額）の検証
- ④設備導入までのスケジュールと、最適な事業スキームの検討
（オンサイトPPA、オフサイトPPA、マイクログリッドなど）

3 調査期間

令和6年度

4 対象施設

江差小学校、役場庁舎、江差北小学校・中学校、江差町文化会館、まるやま、江差中学校、南が丘小学校、江差追分会館・山車会館、老人福祉センター、水堀プール

※エネルギー使用量（2019年度実績）が把握できた稼働率が高い公共施設のうち、CO₂排出量が多い施設を対象

5 予算額

予算額： 7,502千円
 財源内訳：道補助金 3,700千円（新エネルギー設計支援事業費補助金）
 その他特定財源 3,800千円（ふるさと応援基金）
 一般財源： 2千円

令和6年度 農業振興に関する主な施策一覧

<産業振興課>

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
農業経営支援策		
農業経営基盤安定対策	1,600	町内に住所を有する者に対し、農業共済・収入保険(積立分を除く)掛金の一部を助成(助成率1/5)
豊かな産地づくり総合支援事業	8,000	町内に住所を有する者に対し、ハウス新設・修繕、たい肥・培土・土壌改良剤購入費用、アスパラ等高収益作物の種苗購入費用、施設園芸の灌水費用、明暗渠の整備費用、土壌分析費用、生分解性マルチの購入費用の一部を助成(助成率:地域振興作物2/3以内、その他1/2以内)
経営所得安定対策	300	経営所得安定対策用務で使用する公用車のリース料 (令和5年度水田活用の直接支払交付金:134,690千円を生産者へ交付 ※国枠71,017千円、道枠8,572千円、地域枠55,101千円)
農業振興事務	1,055	農業振興に係る会議に要する旅費、公用車需用費、負担金
農業次世代人材投資事業	2,700	新規就農者に対し、経営開始後5年間(1~3年目1,500千円/年、4~5年目1,200千円/年)補助金を交付(全額国費)
生産基盤の整備		
農業競争力強化農地整備事業(水堀地区)	47,500	江差北部地域農業生産基盤整備の水堀地区(第1地区)用排水整備に係る令和6年度事業費に対する地元負担金(事業費の12.5%) ※面整備に係る地元負担は農業者負担 面整備:A=17.7ha、排水用水路:L=250m、排水路:L=372m
水利施設等保全高度化事業(泊地区)	9,310	排水路の改修に係る令和6年度事業費に対する地元負担金(事業費の19%) L=141m
生産基盤の維持管理		
多面的機能支払交付金事業	30,002	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
水利施設管理強化事業	12,860	頭首工や幹線用排水路等の国営造成施設の多面的機能の発揮に対応した維持管理に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
鶉ダム管理運営	4,506	厚沢部町と協定を締結している鶉ダムの維持管理に係る負担金(負担割合:江差町32%、厚沢部町68%)
水堀排水機場維持管理	2,939	大雨時の水堀地区湛水防除のための排水機場に係る維持管理
農業水路等長寿命化防災減災事業(新規)	21,267	水堀排水機場の機能保全計画に基づく屋根外壁等補修
畜産振興	125	元山牧野の維持管理、負担金
農道農地維持管理	1,208	農道維持補修に係る経費、大雨時の湛水排除に係る経費、水土里情報システムに係る経費
スマート農業推進事業(新規)	2,000	農業用ドローン本体や自動操舵システムの購入費を助成(助成率1/2)

○農業競争力強化農地整備事業



基盤整備のイメージ

○多面的機能支払交付金事業



土砂上げ

○豊かな産地づくり総合支援事業



立茎アスパラガス

農業水路等長寿命化防災減災事業の概要

【事業費】 21,267千円

(国費：11,696千円、道費2,977千円、
町費6,594千円※起債6,500千円、一般財源94千円)

<所管課：産業振興課>

1 事業の目的

水堀排水機場は平成11年度から平成14年度にかけて造成された施設で、大雨になると地盤が低い当該地域は隣接する鹹川が増水すると排水が困難となり、冠水被害が多発していたものを、ポンプにより鹹川へ強制排水することで被害を防ぐ施設として、毎年稼働をしており、地域の農業者ならびに地域住民の生活を守っている。

経年による老朽が進んでいることから、平成29年度に機能診断及び機能保全計画を策定。今後40年間で一番コストが低廉となるシナリオを採用し、令和元年にはポンプ設備、令和2年度には除塵機等の更新を農業水路等長寿命化防災減災事業を活用してきた。

機能保全計画に掲げる対策として、令和6年度に建屋の屋根外壁等・町道横断函渠の補修を掲げていることから、修繕を行い施設の長寿命化を図るもの。



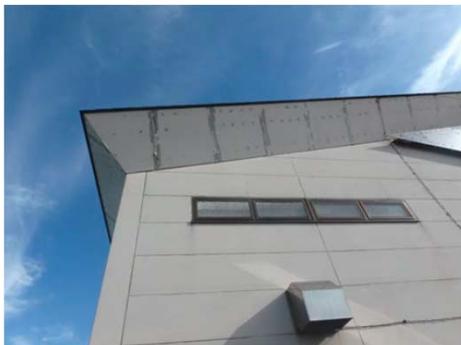
施設全景



排水機場稼働状況

2 事業内容

- 建屋の屋根外壁補修等
屋根の葺き替え、外壁塗装、
クラックの補修等



- 町道横断函渠補修
塗り替え等



<重点施策>

施策名	主な事業
農地流動化対策の推進	農地の保全管理

<第6次江差町総合計画関係部分抜粋>

<SDGSとの関連性>



スマート農業推進事業の概要

【事業費】 2,000千円（ふるさと応援基金繰入金）

＜所管課：産業振興課＞

1 事業の目的

令和2年度から開始した江差北部地区の基盤整備では、老朽化した用排水施設の整備とほ場の大区画化や暗渠排水整備の面整備を行うことで、作業効率の向上を図り担い手の少人数化に対応する耕作環境を整備することや、担い手へのさらなる利用集積を行いスマート農業への転換を推進することとしており、第1地区の水堀地区は令和4年度から工事を開始し、令和5年度は面整備の工事も着工した。

ドローンによる防除は作業時間の大幅な短縮と労力の軽減が実証されており、今後普及推奨すべきスマート農業と言える。

農業用ドローンの操縦に免許はないものの、ドローン機体の販売会社等が研修の受講を義務付けており、受講費用の負担について令和4年度・令和5年度で補助を行っている。

この次のステップとして農業用ドローン本体や自動操舵システムの購入を支援し、作業時間の大幅な縮減等を担い手の集積拡大へと繋げていくもの。

2 交付対象

＜共通事項＞

- ・江差町内に法人及び個人の住所を有し、且つ、令和6年4月1日以前から江差町内において生産活動を行っている農業者であること。
- ・農作物を作付けし、出荷・販売を行っている農業者であること。
- ・前年度の農産物の販売金額が50万円以上であること。

＜個別事項＞

- ・農業法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、その法人の主たる事業が農業であること。）
- ・江差町地域農業再生協議会が推進する「水田フル活用ビジョン」の取組を行っている農業者。
- ・上記以外で、農地で農業経営を行っている農業者。



3 交付額等

対象経費の1/2以内かつ上限額50万円
(4名)

＜重点施策＞

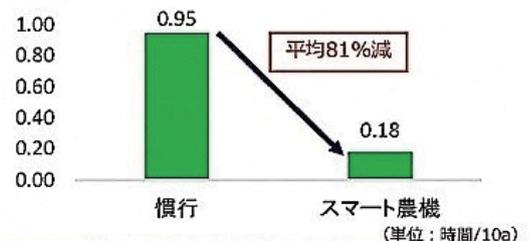
施策名	主な事業
スマート農業の推進	スマート農業に対応した農地整備

＜第6次江差町総合計画関係部分抜粋＞

＜SDGSとの関連性＞



ドローン農業散布による作業時間削減の効果



	慣行 (a)	スマート農機 (b)	削減率 ((a-b)/a)	慣行防除
大規模①	1.14	0.12	89%	セット動噴
大規模②	0.14	0.09	32%	アームスプレー
中山間①	0.10	0.09	11%	自走式トリートメント周囲のみ
中山間②	1.68	0.24	85%	セット動噴
中山間③	1.69	0.35	79%	セット動噴
平均	0.95	0.18	81%	

資料：農林水産省「スマート農業の展開について（2021年11月）」より抜粋

注：平均は、慣行の作業時間も報告があったものを基に算出。

森林整備・木育推進・有害鳥獣対策に関する主な施策一覧

< 産業振興課 >

(単位: 千円)

事業名	予算額	内容等
有害鳥獣対策		
有害鳥獣駆除対策 (ヒグマ特別対策含む)	7,520	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員への報酬 820千円、捕獲に対する報奨金 520千円 (ヒグマ1頭 40,000円、エゾシカ1頭 10,000円) ・くくりわなの購入 20基 ・実施隊員確保対策(狩猟免許取得・更新費用、猟銃所持許可取得・更新費用の補助、猟銃等購入費の補助等) 1,678千円 ・ヒグマ用大型箱わな購入 2基 565千円 ・電気柵購入費補助金 500千円 ・電気柵(家庭菜園貸出用)購入 1,015千円 ・草刈りによる緩衝地帯の設置、誘因果樹の伐採 他
町有林管理		
町有林保育事業	11,724	森林組合への委託事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保育間伐 15.00ha (田沢地区、泊地区、楸川地区) ・間伐 5.00ha (田沢地区) ・町有林附帯施設整備 (町民の森植樹箇所等 9.35ha)
分収林造林事業	309	五厘沢地区における、森林整備センター(旧:森林開発公社)との分収契約により平成3~7年度に植栽されたスギ・トマツの造林地 24.69haの森林整備受託事業。そのうち令和6年度は 1.44haのトマツ林分の除伐を実施。
森林環境譲与税関連事業		
森林経営管理制度取組推進事業	3,640	森林組合への委託事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域林政アドバイザー業務委託 1,647千円 ・森林所有者への意向調査 880千円 ・路網環境整備 1,113千円
私有林整備推進事業	800	私有林の森林整備の推進 (公共補助への上乗せ補助を実施し、森林所有者の負担軽減を図る。)
木育推進事業	2,016	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育(げんきの森活動等)の実施 ・植樹・育樹事業の実施 ・地場産材を活用した誕生日祝品等の配付
森林環境譲与税基金積立	12,537	森林環境譲与税基金への積立金
その他		
町民の森管理	6,004	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の森維持管理 3,560千円 (施設維持管理委託 他) ・町民の森施設補修 2,444千円 (鴨池、鏡池付近園路の木橋の補修)
東山2号林道維持補修	2,717	<ul style="list-style-type: none"> ・横断排水、排水樹、側溝の清掃 ・洗掘の補修 (洗掘 120m、横断排水20箇所)



< 檜山の森づくり植樹祭inえさし >



< 中学生による枝打ち・間伐体験 >



< 小学生によるヒバの植樹 >

< SDGSとの関連性 >



有害鳥獣駆除対策の概要

<所管課：産業振興課>

■事業の趣旨

ヒグマが住宅地や付近の家庭菜園等に出没が増加している状況やエゾシカ個体数の増加傾向を踏まえ、実施隊員の減少・高齢化に対処するため、有害鳥獣対策に必要な人材を確保・育成するとともに、資材などを充実し、人的被害や農作物被害の未然防止を図る。

■主な事業内容(ヒグマ特別対策含む)

- ・鳥獣被害対策実施隊員への報酬額の増
- ・鳥獣被害対策実施隊員への経費補助
- ・ヒグマ用大型箱わなの購入 2基
- ・エゾシカ用くくりわなの購入 20基
- ・電気柵購入費補助（農業者等に対する農林業被害防止対策）
- ・電気柵(家庭菜園貸出用)購入 10基
- ・草刈りによる緩衝地帯の設置、誘因果樹の伐採 など



■事業費 7,520千円

<参考>

過去5年間のヒグマの出没件数・捕獲頭数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出没件数	17	18	21	18	65
捕獲頭数	2	3	2	3	0



【町費補助によるエゾシカ対策の電気柵設置の様子】



【昨年購入したヒグマ用箱わな】

町民の森管理(施設補修)の概要

<所管課:産業振興課>

■町民の森施設補修

・事業概要

開設から24年経過した施設であり、老朽化による施設の腐食が進んでいることから、補修を要するもの。今年度は、遊歩道に設置している木橋の補修を行い、小中学生を対象とした「げんきの森活動」の森林観察会などに使用する。

・事業費

2,444千円（財源:森林環境譲与税）

<今年度補修する施設>



【鴨池～冬の園間の木橋】



【鏡池上流の木橋】



【鏡池下流の木橋】

東山2号林道維持補修の概要

■東山2号林道維持補修

・事業概要

東山2号林道の横断排水や側溝の詰まりが原因で、林道の洗掘が進んでおり、通行の支障となっていることから、洗掘箇所を補修するとともに、横断排水、排水桟、側溝の清掃を実施する。

【洗掘 L=120m、横断排水 20箇所】

・事業費

2,717千円（財源:森林環境譲与税）

<林道の洗掘状況など>



【洗掘状況】



【横断排水の詰まり(一例)】

前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧

<産業振興課>

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
新規漁業就業者対策		
江差町産業担い手育成支援事業	1,000	新たに漁業に就業しようとする担い手に対し、江差町産業担い手育成支援奨励金を交付する。令和6年度 予定者1名。
資源の回復		
ひやま地域ニシン復興対策事業	2,106	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚魚100万尾放流に対する関係6町負担金(江差町166,000尾)
サケ種苗生産施設運営補助	1,200	サケ種苗生産施設(乙部町)の運営主体であるひやま漁業協同組合に対し、関係5町で運営費を支援(定額補助)
サケ海中飼育推進事業	666	ひやま漁業協同組合が取り組むサケ稚魚海中飼育・放流事業に対する補助(補助率1/3)
資源の増大		
ナマコ栽培漁業推進事業	1,300	江差ナマコ協議会が取り組む簡易種苗生産・放流事業に対する補助(補助率1/2)
檜山ナマコ栽培漁業定着事業	5,000	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚ナマコ100万粒放流に対する関係6町負担金(江差町166,700粒)
ウニ栽培漁業推進事業	1,650	江差磯廻り団体が取り組むエゾバフンウニの種苗購入に対する補助(補助率1/2) 300,000粒を5箇所(泊、大澗、愛宕、津花、五勝手地区)へ放流予定
	2,500	江差磯廻り団体が取り組むキタムラサキウニ移植に対する補助(補助率1/2)
浅海未利用資源増殖(キタムラサキウニ移植放流)試験事業	1,500	港内の岸壁やかかもめ島周辺の浅場にいる小さい種苗(未利用資源)を採捕し、放流区を設け放流することで、漁獲に繋がるまでの成長度や密度管理に関する調査を実施するための経費に対する補助(補助率1/2)
生産基盤の安定		
漁業経営基盤安定対策事業	4,050	ひやま漁業協同組合の正組合員及び構成団体等で町内に住所を有する者に対し、漁船保険掛金の一部を助成(助成率3/10)
計	20,972	

<注>朱書き事業については、新規事業として予算計上



令和5年2月18日、ニシン群来



ナマコ採卵作業

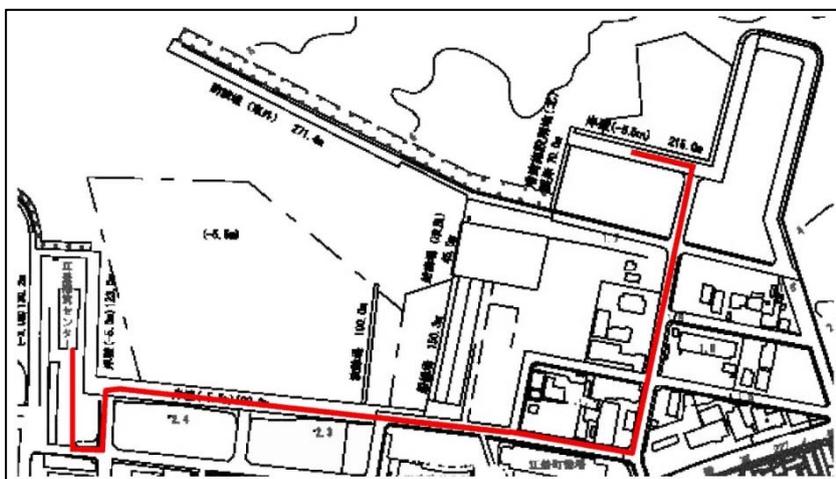
港湾に関する主な施策一覧

<産業振興課>

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
港湾施設整備・維持管理(共通)		
直轄港湾整備事業	12,000	南漁港区道路、商港区北岸壁-5m(フェリー岸壁)整備を含む直轄工事負担金
江差港港湾施設定期点検診断委託	5,867	平成25年度の港湾法改正により、5年に1度の点検が義務付けられ、平成28年度から点検を実施 町有港湾施設(全9施設)の点検を実施する委託料 ※2サイクル目の最終年
商港区		
江差港シャトルバス運行支援事業	2,000	江差港北埠頭にある江差港湾センター(フェリーターミナル)から船が接岸する新北埠頭岸壁までの間、利用客を乗せるシャトルバス経費に対して、支援するもの。
特殊物資港区		
港湾管理事務	390	江差町港湾審議会開催や港湾管理に関する会議参加旅費。 みなとの賑わいを通じて地域の振興や経済の活性化を図ること、対岸の町である奥尻町との連携を視野に入れ、奥尻町との相互交流(江差町として、8月奥尻町なべつる祭りへ参加、奥尻町が9月江差町産業まつりへ参加)等を実施するための、みなとオアシス江差運営協議会への補助。
計	20,257	

<注>朱書き事業については、新規事業として予算計上



【江差港シャトルバス
運行支援事業】

江差港湾センター(フェリーターミナル)～新北埠頭岸壁

予定:3か月



令和5年8月26日、なべつる祭り出店
(みなとオアシス江差運営協議会)



令和5年9月24日、江差町産業まつり出店
(奥尻町:チーム島おこし)

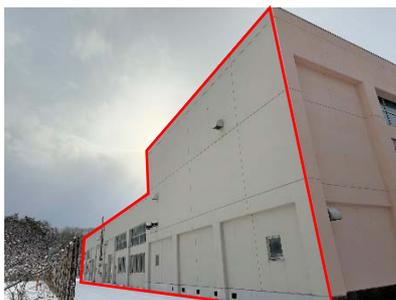
労働行政・商工業振興に関する主な施策一覧

<令和6年第1回定例議会資料:産業振興課>

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
労働行政		
労働事務	62	・南檜山地域通年雇用促進支援協議会負担金ほか ※北海道労働局から事業を受託し、季節労働者の通年雇用化に向けた各種事業を実施(技能講習、各種セミナー、職場体験、情報提供等) ※R5委託事業費7,698千円
檜山地域人材開発センター運営	5,068	・檜山地域人材開発センター及び宿泊棟の運営に係る負担金 ・施設の維持修繕等
檜山地域人材開発センター設備改修	1,056	・檜山地域人材開発センター土木実習室シャッター改修工事 ・檜山地域人材開発センター事務所内FF式石油暖房機器更新
檜山地域人材開発センター北面外壁改修工事	18,249	・檜山地域人材開発センター北面外壁改修工事 ※R4南面(正面)外壁施工済・R5西面外壁施工済
商店街の活性化		
持続可能な商店街づくり事業	3,094	商店街に地域住民が集い、活動するとともに、日常的に商店街を利用することを促進し、「生活を支える街」としての商店街の賑わいの創出を支援 ・スマイル商店街事業(商店街区域におけるコミュニティ活動支援) ・ウェルカム商店街事業(商店街における販売促進キャンペーンの支援、飲食店団体等のキャンペーン等の支援) ・チャレンジ商店街事業(商店街の活性化に取り組む中心的な役割を担う組織の育成支援等)
がんばる商店街等応援補助	2,000	商工会と商店街等が連携して実施するにぎわい創出のためのイベント事業、商店街の集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与する事業、販路拡大事業などの支援
商工会活動・取組への支援		
地域活性化支援事業補助(経営発達支援計画推進事業補助)	1,210	商工会を中核として小規模事業者の事業の支援体制構築を図るため、江差商工会・江差町が共同で申請し認定を受けた「第2期経営発達支援計画」に基づく取組の推進を支援
江差商工会補助	7,476	商工会が行う経営改善普及事業等に要する経費(指導員や補助員等の人件費等)の補助
地域産品の販路拡大等の取組		
地域産品営業プロモーション推進	1,452	「地産地消・外商」をキーワードに地元で生産される農水産物や加工品等について、生産・流通・販売等の一体的つながりによる産業の振興を図る取組 ・地域産品のインターネット販売等推進補助(ぷらっと江差) ・地域で生産・水揚げされた農水産物を販売するイベントなどの開催
公設市場運営の安定化に向けた取組		
小売事業者特別負担金負担軽減対策	1,000	檜山卸売協同組合の経営の安定化と小売店舗の負担軽減を図るため、檜山卸売協同組合が町内小売店舗から徴収する特別負担金分(売上3%)への支援
計	40,667	

※朱書き事業については新規事業として予算計上



▲檜山地域人材開発センター北面外壁(太枠内)
外壁全体に複数の亀裂が生じている状況



▲夜市(法華寺通商店街主催)の様子
商店街振興に関する各種事業に対し、江差商工会を通じて支援

古くて新しいまち江差 “観光振興（地域DMO）” 事業資料

年度	令和6年度		
担当課係名	追分観光課観光係	事業年度	令和6年度
事業名	古くて新しいまち江差 “観光振興（地域DMO）” 事業		
予算区分	一般会計	予算科目	観光費

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

令和3年～令和5年の3か年日本財団の助成金を活用しながら整備、実施してきた「マリnping」事業について、今年度より日本財団の助成金がない中でのフル稼働による初めての事業展開となる。

町として「かもめ島周辺の賑わい創出」による観光客集客、体験型観光の推進、地域活性化に向け運営費を支援する。

【事業期間】 令和6年4月～令和7年3月

【事業費】 10,000千円（R6総事業費：15,957千円）

【事業内容】 マリnping運営（グランピング2棟・灯台マリnping・手ぶらキャンプ・海洋体験）

【参 考】

①過去3か年の日本財団助成金

・R3：24,970千円 ・R4：19,880千円・R5：23,980千円

②過去3か年の利用実績等

・R3：169人／628千円 ・R4：359人／2,149千円

・R5：548人／1,876千円



新設マリnpingテント



新設灯台マリnpingテント



海洋体験（サップ体験）

◆予算情報

（単位：千円）

	年度	事業費	財源内訳					備考
			国庫	道	町債	その他	一般財源	
事業費	R6	10,000				10,000		
	R7							
	R8							
	R9							
	R10							
	計	10,000				10,000		

※備考欄には、実施設計、建設工事、改修工事等詳細を記入

日本遺産地域活性化事業資料

年度	令和6年度		
担当課係名	追分観光課観光係	事業年度	令和6年度
事業名	日本遺産地域活性化事業		
予算区分	一般会計	予算科目	観光費

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

平成29年認定後、6年間の活動実績及び今後3年間の「地域活性化計画（令和5年度から令和7年度）」を策定。

令和5年度日本遺産認定地域継続審査において再認定（条件付き）となり、今後も着実な事業を推進し、シビックプライドをはじめ地域住民や国内外からの来訪者が日本遺産のストーリーに触れ、その魅力を体験することにより、構成文化財の持続的な保存と活用を行い地域の活性化を図る。

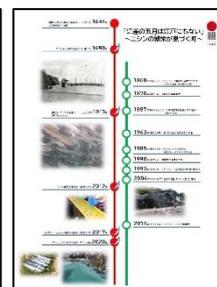
【事業期間】 令和6年4月～令和7年3月

【事業費】 1,400千円

【事業内容】 ○江差町観光ガイドンス施設開設 1,000千円
 （2箇所：江差町会所、開陽丸青少年センター内）
 ○民間企業及びスポーツ団体と連携したイベント 200千円
 ○観光ガイド研修 200千円



町会所展示スペース・模型イメージ



展示パネル(案)

◆予算情報

(単位：千円)

	年度	事業費	財源内訳					備考
			国庫	道	町債	その他	一般財源	
事業費	R6	1,400				1,400		
	R7							
	R8							
	R9							
	R10							
	計	1,400				1,400		

※備考欄には、実施設計、建設工事、改修工事等詳細を記入

旧町営レストラン屋根塗装改修工事資料

年度	令和6年度		
担当課係名	追分観光課観光係	事業年度	令和6年度
事業名	旧町営レストラン屋根塗装改修工事		
予算区分	一般会計	予算科目	観光費

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

旧江差町営レストラン（建設年度：昭和57年度・築年数39年）は、施設内外において現状維持の修繕や改修工事により維持保全している状態にありますが、令和5年度から民間事業者へ貸付しており安心安全に施設を活用していただくこと。また、今後も継続して有効活用することができるよう本改修工事を実施する。

なお、本改修工事を実施することで施設屋根耐用年数を約10年引延し、施設の維持保全を図る。

【工事期間】 令和6年4月～6月（3か月間）

【事業費】 2,144千円

【工事内容】 ○屋根エポキシ樹脂錆止め塗装 498㎡
○高耐候型シリコン樹脂塗装 498㎡
○屋根平面コーキング 1式



◆予算情報

(単位：千円)

	年度	事業費	財源内訳					備考
			国庫	道	町債	その他	一般財源	
事業費	R6	2,144					2,144	
	R7							
	R8							
	R9							
	R10							
	計	2,144					2,144	

※備考欄には、実施設計、建設工事、改修工事等詳細を記入

追分会館屋根塗装改修工事資料

年度	令和6年度		
担当課係名	追分観光課江差追分係	事業年度	令和6年度
事業名	追分会館屋根塗装改修工事		
予算区分	一般会計	予算科目	商工費・商工費・追分会館管理費・工事請負費
第6次総合計画との関係	第3編第2章分野別施策	(6) 観光・江差追分	成果指標（影響値）
	基本方針	②、③、④	・指標なし
	具体的な施策	江差追分の普及、江差を磨く	

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

【改修に至る経過及び概要】

・屋根の複数個所に小穴があり雨漏りが発生している。この雨漏りにより、木製である天井や壁材が腐食している。

（ロビー、男子トイレなど雨漏り箇所はその時により変動あり）※天井裏をつたって変動。

・屋根のジョイント部分は電食等による小穴が多数ある。

【工事期間】 令和6年4月～6月（3カ月）

【工事内容】 屋根全面を塗装及びジョイント部分等のコーキングを実施するもの。

【現状】



屋根全体のジョイント部分の劣化状況

屋根の小穴（多数あり）

◆予算情報

（単位：千円）

	年度	事業費	財源内訳				備考	
			国庫	道	町債	その他		一般財源
事業費	R6	1,896					1,896	
	R7							
	R8							
	R9							
	R10							
	計	1,896					1,896	

事業概要

事業名：南が丘小学校電気室ドア改修工事

予算額：1,703千円

施工概要：南が丘小学校の電気室の屋外ドアの可動部が、腐食により開閉不能になったため交換。



事業概要

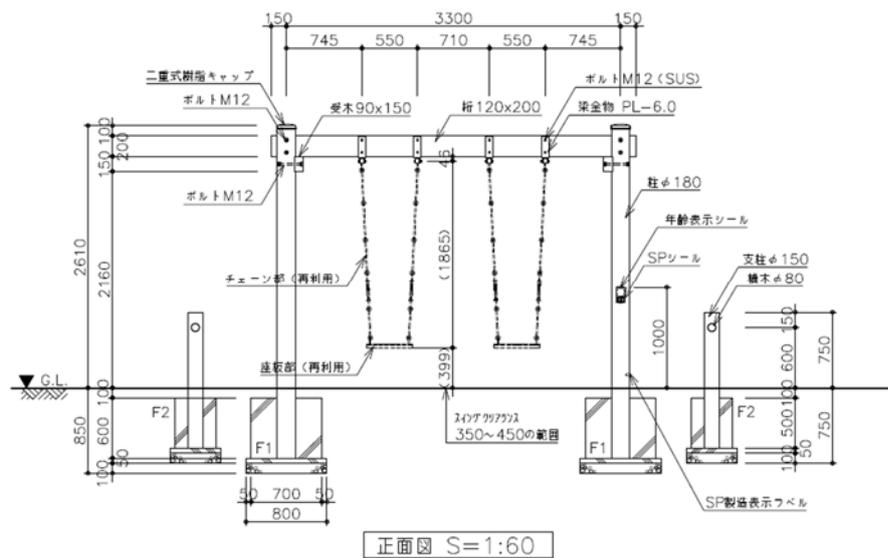
事業名：南が丘小学校ブランコ改修工事

予算額：5,531千円

施工概要：2連ブランコの木製部分の腐食に伴う改修工事

木製支柱の交換、木製安全柵の交換、ゴムチップの再舗装

※座板は令和5年度に交換したため既存取付け品を再利用



事業概要

事業名：江差小学校変圧器PCB廃棄物等搬出及び廃棄処理

予算額：6,056千円

施工概要：江差小学校に保管されている変圧器とコンデンサーの廃棄処理。ただし一部にPCBが含有している機器があるため、それらは専門の処理施設に搬入して廃棄処理を行う。

○廃棄処理物品：変圧器7台（PCB含有2台、PCBなし5台）、コンデンサー1台（PCB含有）

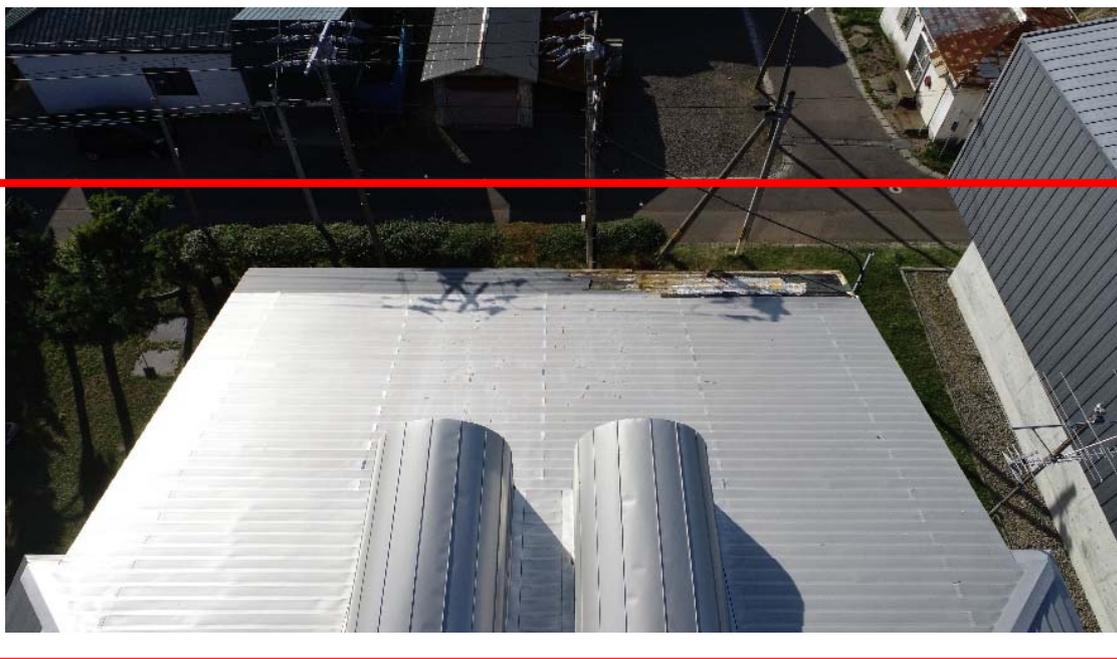


事業概要

事業名：江差北小学校屋根・窓改修工事

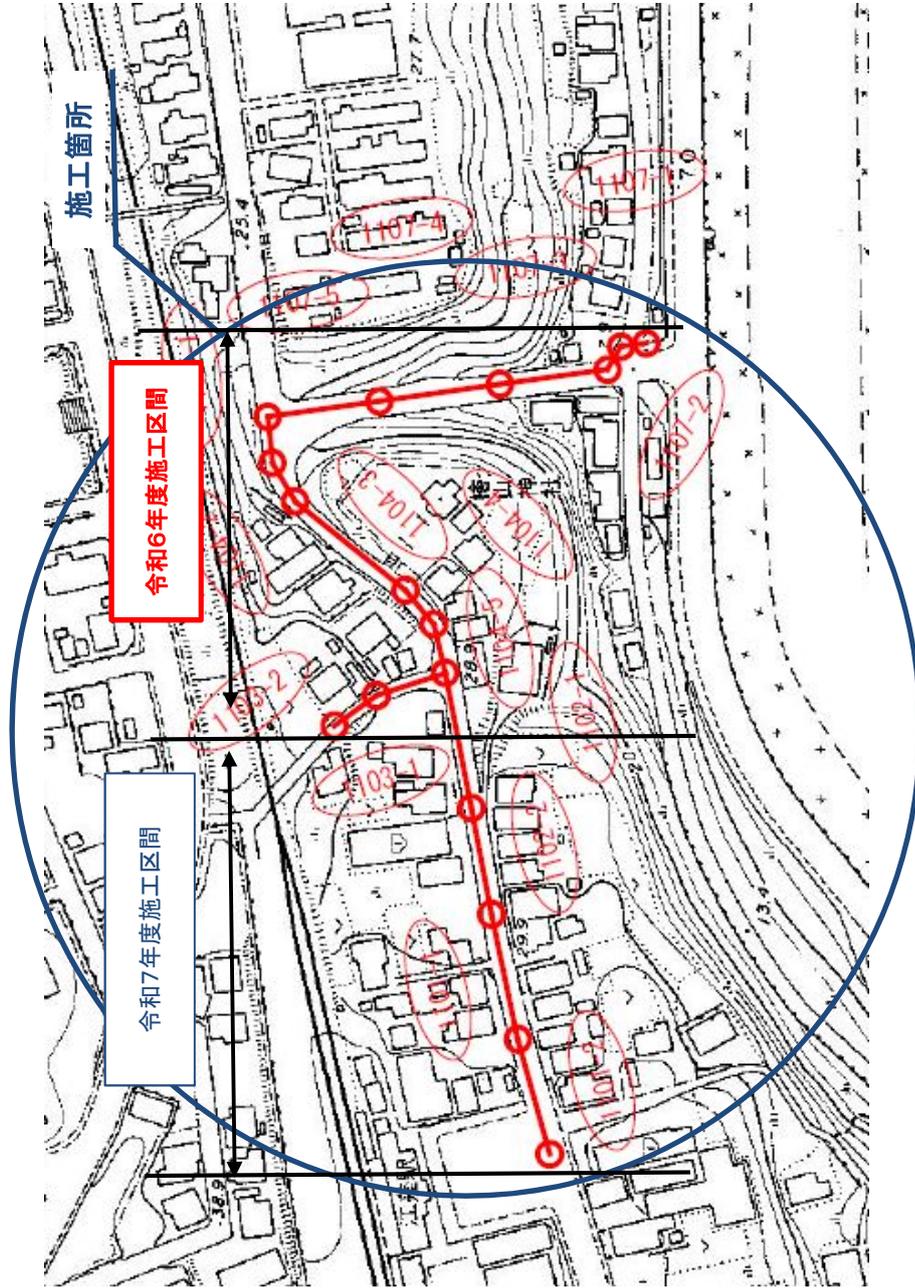
予算額：9,229千円

施工概要：強風により図書室側の屋根板金の一部が破損し、破損した板金が直下の窓ガラスにも接触したため窓ガラス8枚も破損。破損箇所のほかにも老朽化している屋根部分も併せて改修工事を実施。



「江差1号枝線污水管渠新設工事（陣屋地区）」及び「町道陣屋椴川線道路改良工事」

• 位置図



【下水道工事】

- ・工事概要 総事業費 C=36,000千円
令和6年度 江差1号枝線污水管渠新設工事
(陣屋地区)
L=250m φ150
管渠新設工
令和6年度～令和7年度計画の内1年目

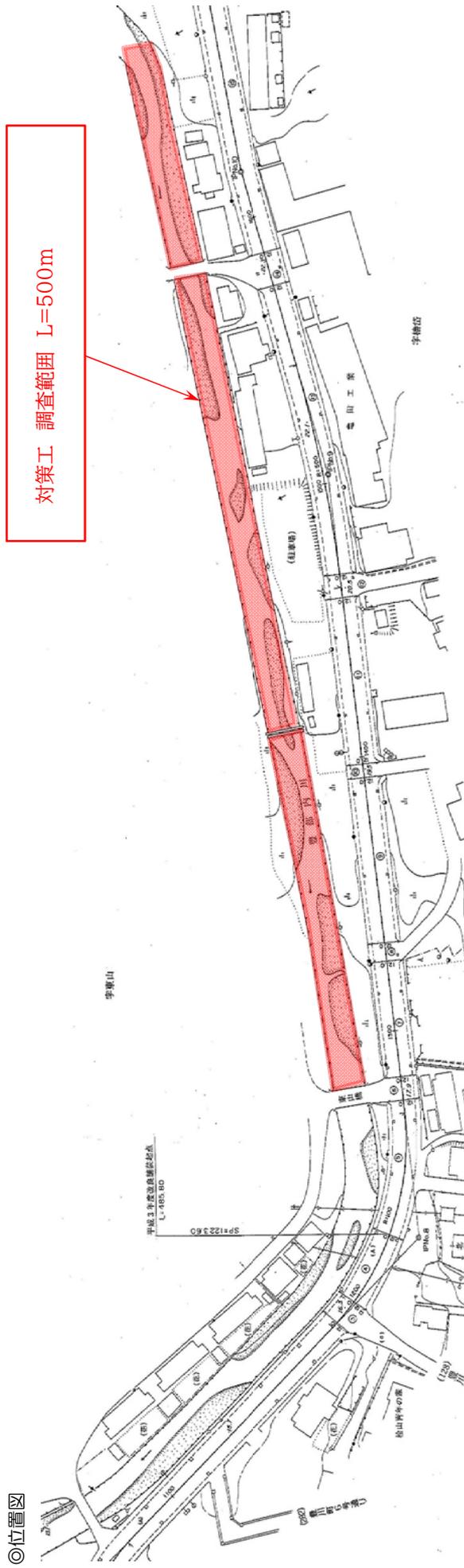
担当：下水道係

【道路改良工事】

- ・工事概要 総事業費 C=46,200千円
令和6年度 町道陣屋椴川線道路改良工事
L=150m W=8.0～10.0m
撤去工・排水工・路盤工・舗装工
令和6年度完了見込

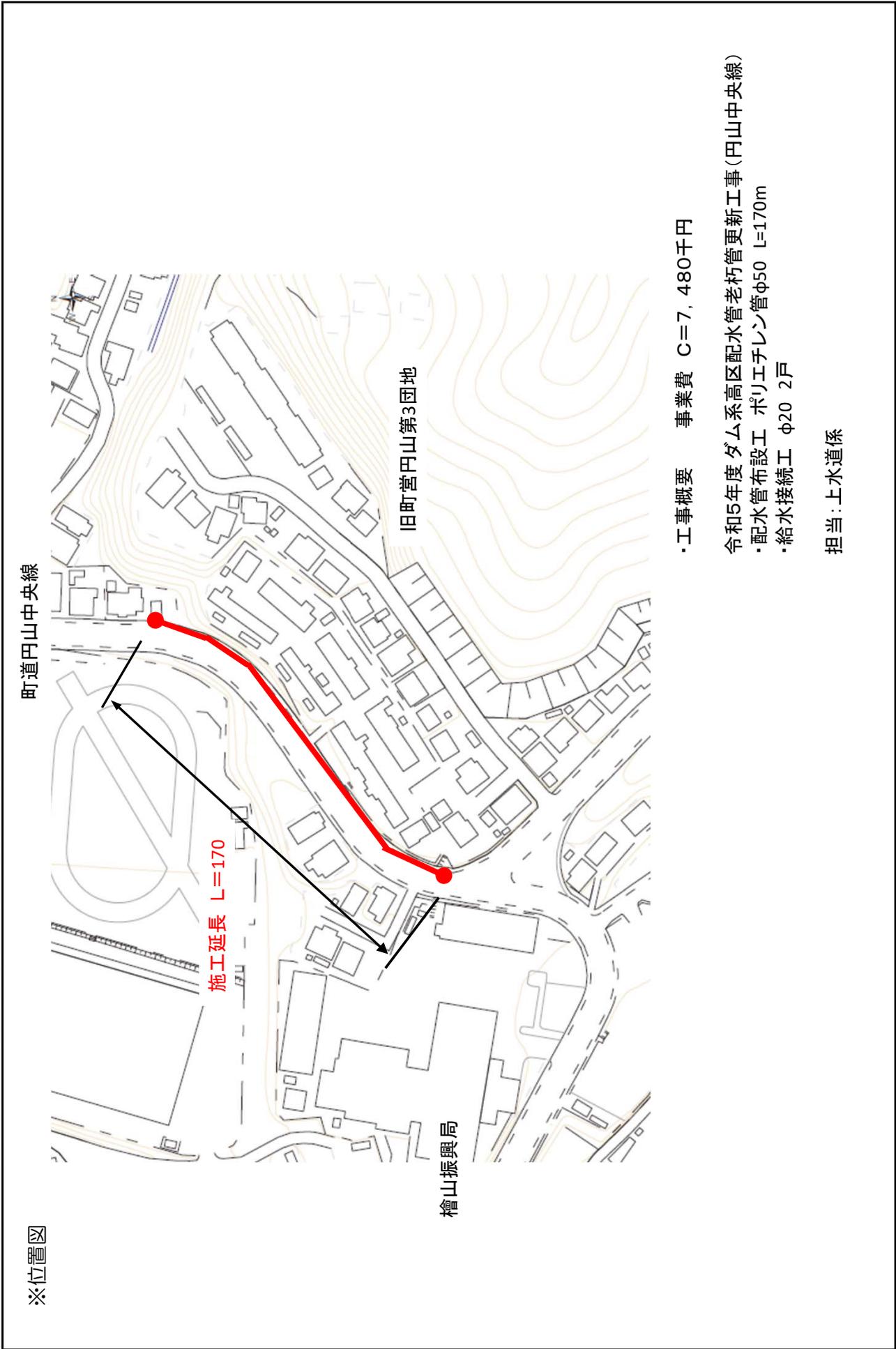
担当：土木管理係

普通河川豊部内川河床低下防止工事 R6事業費 C=40,700千円 2ヵ年計画の1年目



◎位置図

「ダム系高区配水管老朽管更新工事(円山中央線)」



・工事概要 事業費 C=7,480千円

令和5年度ダム系高区配水管老朽管更新工事(円山中央線)

・配水管布設工 ポリエチレン管φ50 L=170m

・給水接続工 φ20 2戸

担当:上水道係

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第17条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第17条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p>

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第9条の2 <u>給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の102.5」とあるは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。<u>以下この条及び次条第1項において同じ。</u>）について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで</p>

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>（勤勉手当）</u></p> <p><u>第17条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当りの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この条例は、令和6年12月1日から施行する。</u></p>	<p>会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p>

江差町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 江差町職員の給与に関する条例(昭和26年江差町条例第1号)第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 江差町職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <hr/> <p>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 江差町職員の給与に関する条例(昭和26年江差町条例第1号)第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 江差町職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員</p> <hr/> <p>を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

附 則

江差町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施行期日) この規則は、令和6年12月1日から施行する。</p>	

江差町看護職員養成修学資金貸付条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(貸付金額等)</p> <p>第3条 修学資金は、毎年度の予算の範囲内で貸付するものとし、貸付金額及び貸付期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸付金額 月額<u>100,000円</u>以内</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>(貸付金額等)</p> <p>第3条 修学資金は、毎年度の予算の範囲内で貸付するものとし、貸付金額及び貸付期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸付金額 月額<u>50,000円</u>以内</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>_____</p>

江差町学童保育所設置条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 学童保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 1137 708 2033"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差町なかよし児童会</td> <td>江差町字本町170番地</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>江差町つばさ児童会</td> <td>江差町字南浜町370番地</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td>江差町にじいろ児童会</td> <td>江差町字水堀町147番地</td> <td>25名</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	江差町なかよし児童会	江差町字本町170番地	30名	江差町つばさ児童会	江差町字南浜町370番地	25名	江差町にじいろ児童会	江差町字水堀町147番地	25名	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 学童保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 208 708 1104"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差町なかよし児童会</td> <td>江差町字本町170番地</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>江差町つばさ児童会</td> <td>江差町字南浜町370番地</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	江差町なかよし児童会	江差町字本町170番地	30名	江差町つばさ児童会	江差町字南浜町370番地	25名	_____	_____	_____
名称	位置	定員																							
江差町なかよし児童会	江差町字本町170番地	30名																							
江差町つばさ児童会	江差町字南浜町370番地	25名																							
江差町にじいろ児童会	江差町字水堀町147番地	25名																							
名称	位置	定員																							
江差町なかよし児童会	江差町字本町170番地	30名																							
江差町つばさ児童会	江差町字南浜町370番地	25名																							
_____	_____	_____																							

江差町介護保険条例の一部を改正する条例

【改正の概要】

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期江差町高齢者福祉計画・第9期江差町介護保険事業計画」が策定され、介護保険料が変更となったこと及び介護保険法施行令の一部改正により、第1号保険料の標準段階、標準乗率及び公費軽減割合、基準所得金額が変更になったことにより、改正が必要となったもの。

【改正の内容】

1. 令和6年度から令和8年度にかかる介護保険料及び保険料率

○第9期介護保険料基準額 ⇒ (月額) 7, 220円 (年額) 86, 600円

2. 標準段階、標準乗率及び公費軽減割合、基準所得金額が変更

○ 第1段階～第3段階の基準に対する割合が変更。

- ・ 第1段階：0.50 (0.30) → 0.455 (0.285)
- ・ 第2段階：0.75 (0.50) → 0.685 (0.485)
- ・ 第3段階：0.75 (0.70) → 0.690 (0.685)

○ 合計所得320万円以上の方が対象となっていた第9段階が細分化され、第10段階～第13段階が増設。

保険料段階	対象		基準に対する割合	R5 保険料 (年額)	R6 保険料 (年額)	比較 R6-R5
	世帯の課税	本人の年金収入額と所得額		基準月額 7,230円	基準月額 7,220円	
第1段階	非課税世帯	老齢年金受給者・生活保護受給者及び課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下	0.455 (0.285)	43,300円 (26,000円)	39,400円 (24,600円)	-3,900円 (-1,400円)
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が年間120万円以下	0.685 (0.485)	65,000円 (43,300円)	59,300円 (42,000円)	-5,700円 (-1,300円)
第3段階		課税年金収入+合計所得金額が年間120万円超	0.69 (0.685)	65,000円 (60,700円)	59,700円 (59,300円)	-5,300円 (-1,400円)
第4段階	世帯に課税者あり	課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下	0.9	78,000円	77,900円	-100円
第5段階		課税年金収入+合計所得金額が年間80万円超	1.0	86,700円	86,600円	-100円
第6段階	本人が課税者	合計所得が120万円未満	1.20	104,100円	103,900円	-200円
第7段階		合計所得が120万円以上～210万円未満	1.30	112,700円	112,600円	-100円
第8段階		合計所得が210万円以上～320万円未満	1.50	130,100円	129,900円	-200円
第9段階		合計所得が320万円以上～420万円未満	1.70	147,400円	147,200円	-200円
第10段階		合計所得が420万円以上～520万円未満	1.90	—	164,600円	—
第11段階		合計所得が520万円以上～620万円未満	2.10	—	181,900円	—
第12段階		合計所得が620万円以上～720万円未満	2.30	—	199,200円	—
第13段階		合計所得が720万円以上～	2.40	—	207,900円	—

※第1～第3段階の()は公費軽減後の割合及び金額

3. 施行年月日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

4. 経過措置

改正後の介護保険料及び第1号保険料の標準段階、標準乗率及び公費軽減割合、基準所得金額令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>39,400円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>59,300円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>59,700円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>77,900円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>86,600円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>103,900円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>112,600円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>129,900円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>147,200円</u></p> <p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 164,600円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 181,900円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 199,200円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 207,900円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>43,300円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>65,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>65,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>86,700円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>104,100円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>112,700円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>130,100円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>147,400円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>号の規定にかかわらず、<u>24,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,600円</u>」とあるのは、「<u>42,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>4,600円</u>」とあるのは、「<u>59,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。)ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、<u>第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至つた第1号被保険者_____に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した<u>当該第1号被保険者</u>に係る保</p>	<p>号の規定にかかわらず、<u>26,000円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,000円</u>」とあるのは、「<u>43,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>6,000円</u>」とあるのは、「<u>60,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。)ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ<u>又は第8号ロ</u>_____に該当するに至つた第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した<u>当該 被保険者</u>に係る保</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p> 保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかか規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略) </p>	<p> 保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかか規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略) </p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例

1. 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い関連する条例の一部改正を行う。

2. 改正する条例

- (1)江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第15号）
- (2)江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）
- (3)江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第5号）
- (4)江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第11号）

3. 主な改正内容

(1)管理者の業務範囲の明確化

これまで、管理者の兼務については同一敷地内における他の事業所、施設等とされていたが、同一敷地内でなくても差し支えない旨を明確化するための改正。

(2)身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関することを規定するための改正。

(3)「書面提示」規制の見直し

事務所内での「書面提示」を求めている事業所の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける改正。

(4)取扱件数及び利用定員の見直し

ケアマネジャー一人当たりの取扱件数及び、各サービス事業者の利用定員を見直すための改正。

(5)フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直し

新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応するため、特定の媒体名を削り、抽象的な規定に改めるための改正。

4. 施行年月日

令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和7年4月1日から施行する。

- (1) 第1条中江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第34条に1項を加える改定規定
- (2) 第2条中江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第32条に1項を加える改正規定

- (3) 第3条中江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第23条に1項を加える改正規定
- (4) 第4条中江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第24条に1項を加える改正規定

5. 身体的拘束等の適正化に係る経過措置

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第84条第7号及び第187条第7号並びに第2条の規定による改正後の江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置

施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第97条の2（新地域密着型サービス基準条例第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

7. 協力医療機関との連携に関する経過措置

施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第162条第1項（新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第101条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第74条第6項、第75条第3項及び第76条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第101条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条____、第74条第6項、第75条第3項及び第76条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応</p>	<p>障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第193条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</u></p>	<p>型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p>_____をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>を掲示しなければならない。</u></p> <p>い。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記載</p> <p>(6) 第28条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(11) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 指定介護療養型医療施設</p> <p>(12) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u> </u>他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u> </u>他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行つてはならない。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。</u>）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、<u>その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、<u>その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による<u>町への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による<u>苦情の内容等の記録</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u> <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u> <u>町への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u> <u>苦情の内容等の記録</u></p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとある従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第</p>	<p>第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとある従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>28条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。 (指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第59条の29 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサード担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又はその他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4)</u> 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>28条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。 (指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第59条の29 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサード担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(7) (略) (記録の整備)</p> <p>第59条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しななければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略) (管理者)</p>	<p>(5) (略) (記録の整備)</p> <p>第59条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しななければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設)</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略) (管理者)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6 2 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6 4 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7 1 条第1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。) の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設 (第6 6 条第1 項において「本体事業所等」という。) の利用者、入居者又は入所者ともに行う指定認知症対応型通所介護 (以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。) の事業を行う者 (以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者 (当該共用型指定認知</p>	<p>第6 2 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある<u>他の</u>事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6 4 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7 1 条第1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。) の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設 (第6 6 条第1 項において「本体事業所等」という。) の利用者、入居者又は入所者ともに行う指定認知症対応型通所介護 (以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。) の事業を行う者 (以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者 (当該共用型指定認知</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第101条、第121条若しくは第141条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する</p>	<p>症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第101条、第121条若しくは第141条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第69条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第7条第7項、第101条第9項及び第181条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>_____</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>_____</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは<u>_____</u>指定介護療養型医療施設の運営(第7条第7項、第101条第9項及び第181条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第68条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第68条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>	<p>第68条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の1第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>7～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第75条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介</p>	<p>(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第59条の1第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>7～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第75条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第183条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第102条第3項、第103条、<u>第182条第3項及び第183条</u>において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p>	<p>護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第183条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第102条第3項、第103条、<u>及び第183条</u>において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等</p> <p>_____を行ってはならない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ウ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束<u>その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第97条 (略)</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第97条の2 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第84条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係</p>	<p>第97条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第84条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による<u>苦情の内</u>容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第102条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等</u></p> <hr/> <p>できるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第112条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会</p>	<p>る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する<u>苦情の内</u>容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第102条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事すること</u>ができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第112条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>対応を取り決めるよう努めなければならない。</p> <p>5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状を軽快し、退院が可能となった場合には、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第106条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第108条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第106条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第108条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第119条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第91条、第94条、<u>第96条及び第97条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第113条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6</p>	<p>間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第119条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第91条、第94条及び<u>第96条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第113条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>章第4節)と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第91条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第94条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第121条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設的生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>章第4節)と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第91条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第94条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第121条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設的生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u></p> <p>(3) (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>8～10 (略)</p> <p>1.1 <u>次に掲げる要件にいずれも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第139条において準用する第97条の2に規定する委員会に置いて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p>ア <u>利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p>イ <u>地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p>ウ <u>緊急時の体制整備</u></p> <p>エ <u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p>オ <u>地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p>	<p>8～10 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(管理者)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>確認するとともに、<u>協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>い。</u></p> <p>7 (略) (記録の整備)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略) (記録の整備)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) <u>第126条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第128条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第136条第3項の規定による結果等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第139条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第91条及び第97条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある</p>	<p>(2) <u>第117条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第128条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第136条第3項に規定する結果等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第139条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第91条<u>の</u>規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>のは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第135条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第91条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第141条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</p>	<p>のは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第135条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第91条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第141条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>_____</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～17 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第155条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第141条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p>	<p>_____</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～17 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第155条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第141条第1項第1号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第157条 計画担当介護支援専門員は、第148条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第147条第5項の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間</u>、その際の<u>入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと</u>。</p> <p>(6) 第167条において準用する第38条第2項の規定による<u>苦情の内容等の記録を行うこと</u>。</p> <p>(7) 第165条第3項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと</u>。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第162条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため</u>、<u>あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあ</u></p>	<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第157条 計画担当介護支援専門員は、第148条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第147条第5項に規定する<u>身体的拘束等の態様及び時間</u>、その際の<u>入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること</u>。</p> <p>(6) 第167条において準用する第38条第2項に規定する<u>苦情の内容等を記録すること</u>。</p> <p>(7) 第165条第3項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること</u>。</p> <p>(協力病院 等)</p> <p>第162条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院</u></p> <p>_____を定めておかなければならない。</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>つた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならぬ。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第166条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第145条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第147条第5項の記録による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第167条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第</p>	<p>第166条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第145条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第147条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第167条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 項から第4 項まで及び第9 7 条の2 の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9 条第1 項中「第3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第1 5 8 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第3 4 条第1 項において同じ。）」と、同項、第3 2 条の2 第2 項、第3 4 条第1 項並びに第4 0 条の2 第1 号及び第3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第1 3 条第1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第5 9 条の1 1 第2 項中「この節」とあるのは「第8 章第4 節」と、第5 9 条の1 7 第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第1 7 7 条 (略)</p> <p>2 ～4 (略)</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第1 項から第4 項まで の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9 条第1 項中「第3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第1 5 8 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第3 4 条第1 項において同じ。）」と、同項、第3 2 条の2 第2 項、第3 4 条第1 項並びに第4 0 条の2 第1 号及び第3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第1 3 条第1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第5 9 条の1 1 第2 項中「この節」とあるのは「第8 章第4 節」と、第5 9 条の1 7 第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第1 7 7 条 (略)</p> <p>2 ～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第179条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第97条の2</u>、<u>第143条から第145条まで</u>、第148条、第151条、第153条から第157条まで及び第161条から第166条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第176条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第157条中「第148条」とあるのは「第179条において準用する第148条」と、同条第5号中「第147条第5</p>	<p>(準用)</p> <p>第179条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第143条から第145条まで</u>、第148条、第151条、第153条から第157条まで及び第161条から第166条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第176条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第157条中「第148条」とあるのは「第179条において準用する第148条」と、同条第5号中「第147条第5</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>項」とあるのは「第172条第7項」と、同条第6号中「第167条」とあるのは「第179条」と、同条第7号中「第165条第3項」とあるのは「第179条において準用する第165条第3項」と、第166条第2項第2号中「第145条第2項」とあるのは「第179条において準用する第145条第2項」と、同項第3号中「第147条第5項」とあるのは「第172条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第179条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第179条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第181条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>項」とあるのは「第172条第7項」と、同条第6号中「第167条」とあるのは「第179条」と、同条第7号中「第165条第3項」とあるのは「第179条において準用する第165条第3項」と、第166条第2項第2号中「第145条第2項」とあるのは「第179条において準用する第145条第2項」と、同項第3号中「第147条第5項」とあるのは「第172条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第179条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第179条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第181条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>8～14 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第182条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等</u>の職務に従事する<u>ことができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第187条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世</u></p>	<p>(5) (略)</p> <p>8～14 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第182条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第187条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u></p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>話又は必要な診療の補助を、<u>妥当適切</u>に行うものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ウ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第191条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>_____ <u>妥当適切</u>に行うものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第191条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第187条第6号の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第192条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第79条から第82条まで、第85条から第87条まで、第89条、第90条、第92条から第96条まで及び第97条及び第97条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について</p>	<p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第187条第6号に規定する<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第192条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第79条から第82条まで、第85条から第87条まで、第89条、第90条、第92条から第96条まで及び第97条_____の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>て準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第192条において準用する第92条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第79条中「第74条第12項」とあるのは「第181条第13項」と、第81条及び第89条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第97条中「第84条第6項」とあるのは「第181条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第193条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たるとは、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、</p>	<p>て準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第192条において準用する第92条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第79条中「第74条第12項」とあるのは「第181条第13項」と、第81条及び第89条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第97条中「第84条第6項」とあるのは「第181条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第193条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たるとは、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び前条において準用する場合を含む。)、第106条第1項、第126条第1項及び第145条第1項(第179条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)</p> <p>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p> <hr/> <p>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第10条 一般病床、精神病床 (</p> <hr/> <p>健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条</p>	<p>正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び前条において準用する場合を含む。)、第106条第1項、第126条第1項及び第145条第1項(第179条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)</p> <p>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の利用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第142条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることが出来るものとする。</p>	<p>において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の利用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第142条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることが出来るものとする。</p>

【別記1】

改正後

<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</p> <hr/> <p>又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

改正前

<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u></p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第120条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第140条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にあ</u> <u>る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第100条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第120条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第140条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第10条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第101条、第121条若しくは第141条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第10条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第101条、第121条若しくは第141条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 （略）</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)、指定居宅介護施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)<u>若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条に規定する指定介護療養型医療施設</u>による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</p> <p>の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)<u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)<u>の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)<u>若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)</u>の運営(同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)<u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u></u></p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その</u></p>	<p>する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方</u></p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 <u>第91条第1項において同じ。</u>）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略） （揭示）</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要</u>事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備） 第40条（略）</p>	<p>法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</p> <p>_____をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略） （揭示）</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する重要</u>事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>（新設） （記録の整備） 第40条（略）</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「<u>身体的拘束等</u>」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記載</p> <p>(4) 第24条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第24条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>7～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務</p>	<p>る。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>7～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者を</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>_____に從事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に準じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(2) (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>	<p>_____又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に從事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（_____サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(2) (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>使用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>つき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届けなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>医療機関との間で、<u>新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、<u>当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の規定による町への通知に係</p>	<p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する町への通知に係</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知</p>	<p>る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

【別記1】

改正後

<p>(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

改正前

<p>(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有</p>	<p>介護職員</p>
--	---	-------------

	する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	
(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等がいずれかがある場合	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

【別記2】

改正後

<u>登録定員</u>	利用定員
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>
<u>28人</u>	<u>17人</u>
<u>29人</u>	<u>18人</u>

改正前
(新設)

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> <u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たると必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たると必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業所である指定介護予防支援事業者が第1項の</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者</u> <u>は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u> <u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たると必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所</u> <u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する</u> <u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>規定により置く管理者は、<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができ</u>る。</p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p><u>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p> <p>(新設)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3.5条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p>て調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第8条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援並びに指定介護予防支援並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2. <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>3. <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について_____利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者_____は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則）（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しななければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第32条第14号の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p><u>(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第17条の規定による町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p>	<p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しななければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 第17条に規定する町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(2)の2 <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(2)の3 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「北海道指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等北海道指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(13) <u>担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介</u></p>	<p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) <u>担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介</u></p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問介護計画書</u></p> <hr/> <p><u>等北海道指定介護予防サービス等基準条例</u>において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(14)の2</u> 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、<u>利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> 担当職員は、<u>第14号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。</p>	<p>介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問介護計画</u>（<u>北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</u>（平成24年北海道条例第96号）<u>第41条第2号</u>に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）<u>等同条例</u></p> <hr/> <p><u>において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u></p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> 担当職員は、<u>第13号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回_____、利用者_____に面接すること。</p> <p>イ アの規定による面接は、<u>利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合には、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2週間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するとき</u>は、<u>利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他関係者の合意を得ていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u> ・ <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> ・ <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けると。</u> 	<p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに<u>利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p>(新設)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て<u>主治の医師等</u>の意見を求めなければならない。</p> <p>(21) の2 前号の場合において、担当職員は、<u>介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。</p>	<p>(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て<u>主治の医師又は歯科医師</u>(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(新設)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該<u>計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載</u>するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該<u>計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載</u>しなければならない。</p>

江差町指定介護予防防支援助事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防防支援助等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防防支援助等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) <u>指定介護予防防支援助事業者は、法第115条の4第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(29) <u>指定居宅介護支援助事業者である指定介護予防防支援助事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(電磁的記録等)</p>
<p>第35条 指定介護予防防支援助事業者及び指定介護予防防支援助の提供に当てる者並びに基準該当介護予防防支援助の事業を行う者及び基準該当介護予防防支援助の提供に当たる者（次項において「指定介護予防防支援助事業者」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条にお</p>	<p>第35条 指定介護予防防支援助事業者及び指定介護予防防支援助の提供に当てる者並びに基準該当介護予防防支援助の事業を行う者及び基準該当介護予防防支援助の提供に当たる者（次項において「指定介護予防防支援助事業者」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条にお</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>いて準用する場合を含む。) 並びに次項に規定するものを除く。) に ついては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 _____ _____ _____ _____により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>いて準用する場合を含む。) 並びに次項に規定するものを除く。) に ついては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で 作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるも のをいう。) により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）<u>、</u><u>地域包括支援センター</u>（<u>法第115条の4第1項に規定する地域包括センターをいう。以下同じ。</u>）、<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の2.3第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）<u>、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u><u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。)を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数の3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(管理者) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該管理者が</p>	<p>の端数を増すごとに1とする。 (新設)</p> <p>(管理者) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業所をいう。）によつて提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第</u></p>	<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>	<p>ファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) の 2 <u>指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>(2) の 3 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3) ～ (1 4) (略)</p> <p>(1 5) 介護支援専門員は、第 1 3 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも 1 月に 1 回_____、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) ～ (1 4) (略)</p> <p>(1 5) 介護支援専門員は、第 1 3 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも 1 月に 1 回、<u>利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うこと</u>について、 文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u> ・ <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> ・ <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受け</u> <u>ること。</u> <p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(16)～(28) (略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p>(30) (略) (揭示)</p>	<p>イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(16)～(28) (略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p>(30) (略) (揭示)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業者が行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条）において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条）において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(4) 第28条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業者が行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条）において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条）において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(農業委員の定数) 第2条 農業委員の定数は、 <u>11</u> 人とする。	(農業委員の定数) 第2条 農業委員の定数は、 <u>13</u> 人とする。

江差町港湾管理条例別表 新旧対照表

改正後		改正前			
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）			
1 けい船 岸壁使 用料（入 港料を 含む。）	入港船舶につき次の区分計算による			年決めの とき (円)	
	区分	単位	1日		月決めの とき (円)
	総トン数1トン未満のもの	1隻	期間を定め ないで利用す る船舶等1 トン当たり 55円	800	5,700
	総トン数1トン以上3トン未満のもの	1隻		1,300	8,700
	総トン数3トン以上5トン未満のもの	1隻		1,500	11,400
	総トン数5トン以上10トン未満のもの	1隻		2,600	19,700
	総トン数10トン以上15トン未満のもの	1隻		3,900	28,500
	総トン数15トン以上20トン未満のもの	1隻		5,100	36,000
	総トン数20トン以上30トン未満のもの	1隻		9,500	66,000
	総トン数30トン以上	1隻			

	総トン数30トン以上50トン未満のもの	1隻		15,300	90,800
	総トン数50トン以上100トン未満のもの	1隻		18,800	145,300
	総トン数100トン以上300トン未満のもの	1隻	7,050円	但し、5日を超える入港の場合は、1月毎に5日分とみなす。	
	総トン数300トン以上500トン未満のもの	1隻	13,390円		
	総トン数500トン以上のもの	1隻	13,390円に100トン増毎に2,350円を加算した額		
	備考				
	<p>1 24時間未満は1日とし、6月を超え1年未満は1年とする。</p> <p>2 無動力船（1トン未満のものを除く。）は、動力船の2分の1の額とする。</p> <p>3 1トン未満の端数があるときは、それぞれ1トンとして計算する。</p> <p>4 本表により積算された合計額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。</p>				
	港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。				
2 物揚場及び荷捌地使用料（上屋を含む。）	<p>1 1平方メートルにつき1日ごとに3円 備考 1平方メートル未満は1平方メートルとする。</p> <p>2 電柱及び広告料など 電柱1本につき 年 250円 広告料1カ所につき 年 1,170円 備考 1年未満は1年とする。</p>				
	総トン数30トン以上50トン未満のもの	1隻		15,300	90,800
	総トン数50トン以上100トン未満のもの	1隻		18,800	145,300
	総トン数100トン以上300トン未満のもの	1隻	7,050円	但し、5日を超える入港の場合は、1月毎に5日分とみなす。	
	総トン数300トン以上500トン未満のもの	1隻	13,390円		
	総トン数500トン以上のもの	1隻	13,390円に100トン増毎に2,350円を加算した額		
	備考				
	<p>1 24時間未満は1日とし、6月を超え1年未満は1年とする。</p> <p>2 無動力船（1トン未満のものを除く。）は、動力船の2分の1の額とする。</p> <p>3 1トン未満の端数があるときは、それぞれ1トンとして計算する。</p> <p>4 本表により積算された合計額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。</p>				
	港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。				
2 物揚場及び荷捌地使用料（上屋を含む。）	<p>1 1平方メートルにつき1日ごとに3円 備考 1平方メートル未満は1平方メートルとする。</p> <p>2 電柱及び広告料など 電柱1本につき 年 250円 広告料1カ所につき 年 1,170円 備考 1年未満は1年とする。</p>				

3 海浜地 占用料	10平方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)	3 海浜地 占用料	10平方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
4 水域占 用料	10平方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)	4 水域占 用料	10平方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
5 土砂採 取料	1立方メートルにつき 143円 (1立方メートル未満の端数があるとき、1立方メートルとして 計算する。)	5 土砂採 取料	1立方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
6 工事許 可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事1件につき 2,350円 2 前号以外の工事1件につき 4,700円 3 作業1件につき 2,350円 4 設計変更の許可手数料1件につき 1,170円	6 工事許 可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事1件につき 2,350円 2 前号以外の工事1件につき 4,700円 3 作業1件につき 2,350円 4 設計変更の許可手数料1件につき 1,170円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江差町給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において、「給水装置」とは需用者に水を供給するため<u>江差町水道事業管理者の権限</u>を行う町長(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができるとし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>	<p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において、「給水装置」とは需用者に水を供給するため<u>江差町水道事業管理者</u>(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができるとし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>

江差町給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(過料)</p> <p>第40条 管理者は次の各号の一に該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、<u>令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(過料)</p> <p>第40条 管理者は次の各号の一に該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道に関する講習の課程を修了した者</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道に関する講習の課程を修了した者</p>

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規程に基づき、<u>江差町</u>公共下水道の管理及び使用並びに、施設の構造の技術上の基準及び管理に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定め、町民の衛生環境の向上と公共水域の水質保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(排水設備の設置)</p> <p>第3条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の排水設備設置義務者は、遅滞なく排水設備を設置し、終末処理場に流入させなければならない。ただし、<u>管理者の権限</u>を行う町長（以下「町長」という。）が特別の理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第28条 <u>町長は</u>、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規程に基づき、<u>町</u>が設置する公共下水道の管理及び使用並びに、施設の構造の技術上の基準及び管理に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定め、町民の衛生環境の向上と公共水域の水質保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(排水設備の設置)</p> <p>第3条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の排水設備設置義務者は、遅滞なく排水設備を設置し、終末処理場に流入させなければならない。ただし、<u>町長</u>が特別の理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第28条 <u>町は</u>、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p>

江差町公共下水道利用促進条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は<u>江差町が経営する公共下水道事業</u>（以下「<u>公営企業</u>」という。）が公共下水道処理区域（以下「<u>処理区域</u>」という。）に家屋を有する者の既設の便所を水洗便所に改造するため、及び排水設備を設置するために要する資金（以下「<u>資金</u>」という。）について<u>管理者の権限を行う町長</u>（以下「<u>町長</u>」という。）の指定する金融機関（以下「<u>取扱金融機関</u>」という。）に融資の斡旋を行い、或いは自己資金により改造を行う者に対して奨励金（以下「<u>奨励金</u>」という。）の交付を行うために必要な事項を定め、もつて江差町公共下水道の利用促進を図ることを目的とする。</p> <p>(資金の融資斡旋条件)</p> <p>策5条 資金の融資斡旋条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第11条の3第1項に規定する期間内に融資する資金については、利息の一部を<u>公営企業</u>が予算の範囲内で助成する。なお<u>公営企業</u>が助成する利息について規則で定める。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は<u>町</u>が公共下水道処理区域（以下「<u>処理区域</u>」という。）に家屋を有する者の既設の便所を水洗便所に改造するため、及び排水設備を設置するために要する資金（以下「<u>資金</u>」という。）について<u>町長</u>の指定する金融機関（以下「<u>取扱金融機関</u>」という。）に融資の斡旋を行い、或いは自己資金により改造を行う者に対して奨励金（以下「<u>奨励金</u>」という。）の交付を行うために必要な事項を定め、もつて江差町公共下水道の利用促進を図ることを目的とする。</p> <p>(資金の融資斡旋条件)</p> <p>策5条 資金の融資斡旋条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第11条の3第1項に規定する期間内に融資する資金については、利息の一部を<u>町</u>が予算の範囲内で助成する。なお<u>町</u>が助成する利息について規則で定める。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>

江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託資料

1. 経過・現状

江差・上ノ国下水道管理センターにおいて、平成14年度に下水道の供用が始まってから21年経過し、経年劣化による故障の発生もみられる。平成30年度に策定した江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき機器等の更新を実施するものであり、日本下水道事業団と令和5年4月26日に委託協定を締結している。

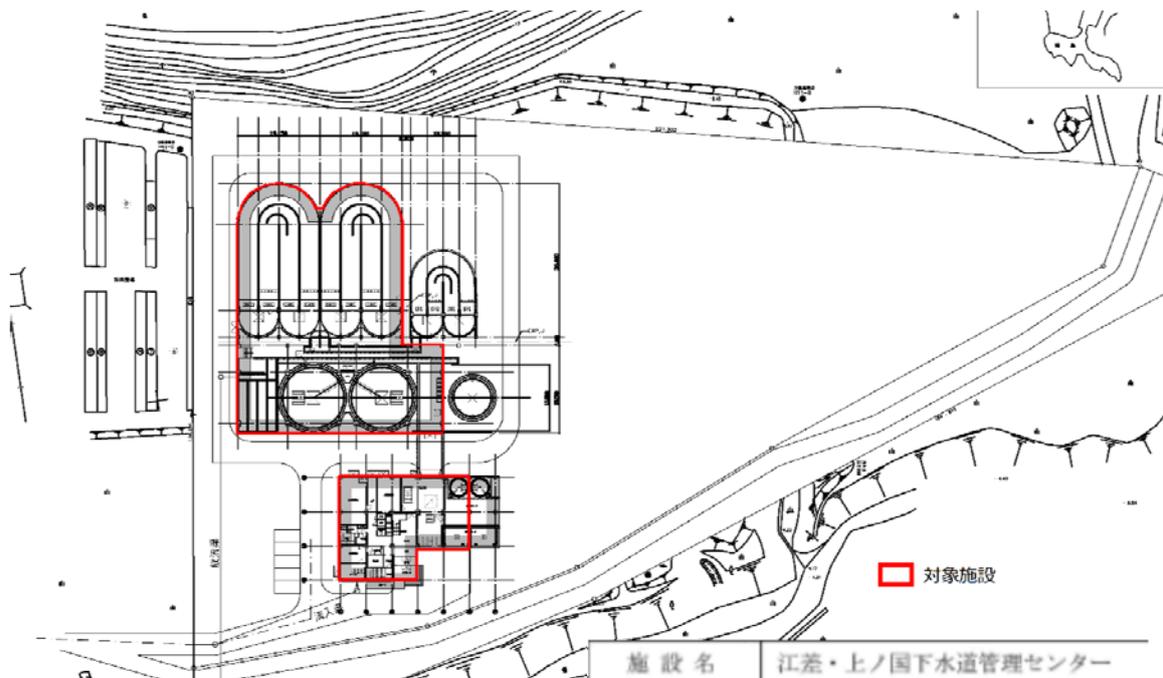
2. 委託概要

工事の発注から監督管理、精算報告までの全部

- ・江差・上ノ国下水道管理センターの汚泥管理棟及び水処理棟の建築付帯設備更新（外壁・建具改修、電灯設備、場外の電灯設備等）

3. 事業費

(変更前) 72,880千円 (変更後) 62,720千円



公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称	名 称：江差追分会館・江差山車会館 所在地：江差町字中歌町 193 番地 3	
2 指定の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日（5 年間）	
3 指定管理者の候補者	団体名：有限会社エイチケーサービス 住 所：江差町字豊川町 113 番地 1	
4 募集方法	公 募	非公募
5 管理業務内容	(1) 追分会館、山車会館の維持及び管理に関すること。 (2) 追分会館、山車会館観覧料の收受に関すること。 (3) 来館者の対応に関すること。また、これらの業務に付随する業務。 (4) 追分会館の舞台管理に関すること。 (5) 追分会館の使用の許可申請に関すること。	
6 指定管理料参考額	1 8 6 , 1 9 0 , 0 0 0 円 ※単年度指定管理料 37,238,000 円	
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。	
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、 追分観光課長、社会教育課長	
9 審査経過	令和5年12月20日 第1回選定委員会 (選定方法及び募集要項の確認) 令和5年12月28日 公募開始 (町掲示板、町ホームページ、町広報紙掲載) 令和6年 1月18日 第2回選定委員会 (基準上限額の確認) 令和6年 1月23日 現地説明会 令和6年 2月 6日 応募者より申請書類を受理 令和6年 2月16日 指定管理に係る審査及び聞き取り調査実施 (応募者より指定管理に関する説明、選定委員より聞き取り調査を実施) 令和6年 2月16日 第3回選定委員会 (応募者の審査及び検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定)	
10 委員会意見	当該団体は、新たな候補者だが、管理運営にあたっては、前指定管理者の経験、知識、ノウハウ等を有しているスタッフを配置することとなり、安定した管理運営が期待できるほか、新しい視点でのサービスの充実に努めるとともに、地域住民に愛着を持ってもらえる施設としていくための企画運営など、町が目指す姿に寄り添っていることが評価されるものである。	

公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1	施設の名称	名称：江差町文化会館 所在地：江差町字茂尻町71番地
2	指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）
3	指定管理者の候補者	団体名：有限会社エイチケーサービス 住所：江差町字豊川町113番地1
4	募集方法	公募 非公募
5	管理業務内容	(1)文化会館の使用の許可申請に関すること (2)文化会館条例第1項前段に掲げる事業の計画及び実施に関すること (3)文化会館の維持管理に関すること (4)上記に掲げるもののほか、これらの業務に付随する内容 (5)自主事業の実施に関すること
6	指定管理料参考額	218,295,000円 ※単年度指定管理料 43,659,000円
7	審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。
8	選定委員会委員名	副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、 追分観光課長、社会教育課長
9	審査経過	令和5年12月20日 第1回選定委員会 (選定方法及び募集要項の確認) 令和5年12月28日 公募開始 (町掲示板、町ホームページ、町広報紙掲載) 令和6年1月18日 第2回選定委員会 (基準上限額の確認) 令和6年1月23日 現地説明会 令和6年2月6日 応募者より申請書類を受理 令和6年2月16日 指定管理に係る審査及び聞き取り調査実施 (応募者より指定管理に関する説明、選定委員より聞き取り調査を実施) 令和6年2月16日 第3回選定委員会 (応募者の審査及び検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定)
10	委員会意見	当該団体は、管理運営にあたっては、前指定管理者の経験、知識、ノウハウ等を有しているスタッフを配置することとなっており、安定した管理運営が期待できるほか、新しい視点でのサービスの充実に努めるとともに、地域住民に愛着を持ってもらえる施設としていくための企画運営など、町が目指す姿に寄り添っていることが評価されるものである。

氏 名 やま だ きよ み
山 田 清 美

生年月日 昭和34年10月26日生（64歳）

住 所 檜山郡江差町字本町170番地3



最終学歴 昭和55年 3月 北海道女子短期大学初等教育学科卒業

主な職歴 昭和55年 6月 江差町立江差小学校附属あすなろ幼稚園教諭

平成30年 4月 江差町立江差小学校附属あすなろ幼稚園園長

令和 2年 3月 定年退職

公職歴等 令和 4年 7月から現在 人権擁護委員

氏 名 中 野 孝 弘

生年月日 昭和47年12月9日生（51歳）

住 所 檜山郡江差町字田沢町559番地4



最終学歴 平成 3年 3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等 平成 3年 4月 (株)道拓開発
平成 5年 4月～ 檜山南部森林組合総務係長
令和 5年 1月～ 檜山南部森林組合総務課長

公 職 等 平成 9年～ 江差町消防団第5分団員
平成20年～ 江差町消防団第5分団班長
平成23年～ 江差町消防団第5分団部長
平成31年～ 江差町消防団第5分団分団長
平成24年 4月～ 人権擁護委員（1期目）
平成27年 4月～ 人権擁護委員（2期目）
平成30年 4月～ 人権擁護委員（3期目）
令和 3年 4月～ 人権擁護委員（4期目）

